

中小企業振興会議について

○三沢市中小企業振興会議の所管

三沢市中小企業振興会議は、三沢市中小企業振興条例に基づき、中小企業の振興に関する施策を調査審議する機関で、次の2つの事項を担うものとする。

- ① 中小企業の振興に関する施策に係る市長の諮問を受け、審議及び答申を行うこと。
- ② 中小企業の振興に関する施策について、市長へ意見を述べること。

○三沢市中小企業振興条例

三沢市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者等、中小企業団体、大企業者及び金融機関の役割並びに市民の協力を明示するとともに、市の中小企業の振興に関する施策の基本方針を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を、三沢市の特性を取り入れながら総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

○中小企業振興条例におけるそれぞれの役割

第4条（市の責務）

- ① 中小企業者等及び中小企業団体の意見を施策に反映させること。
- ② 国、県及び関係団体等との連携に努めること。
- ③ 市が実施する工事及び物品調達等については、市内業者への発注に努めること。

第5条（中小企業者等の努力）

- ① 自主的な経営の革新等に努めること。
- ② 雇用環境の整備等に努めること。
- ③ 地域貢献に努めること。
- ④ 市内で生産される商品等の消費及びサービス等の利用に努めること。
- ⑤ 市が実施する施策に協力するよう努めること。

第6条（中小企業団体の役割）

- ① 中小企業振興施策に取り組み、暮らしやすい地域社会の実現に努めること。
- ② 中小企業者等の経営の革新等に向け、指導し、及び支援をするよう努めること。
- ③ 中小企業者、大企業者及び金融機関の連携の促進に努めること。
- ④ 市が実施する施策に協力するよう努めること。

第7条（大企業者の役割）

- ①中小企業者等との連携に努めること。
- ②市内で生産される商品等の消費及びサービス等の利用に努めること。
- ③市が実施する施策に協力するよう努めること。

第8条（金融機関の役割）

- ①円滑な資金の供給、経営相談等の支援に努めること。

第9条（市民の理解と協力）

- ①中小企業の発展に協力するよう努めること。
- ②市内で生産される商品等の消費及びサービス等の利用に努めること。

【 イメージ図 】

